

1 地域エネルギー会社の設立意義と事業概要

(1)川崎市地球温暖化対策推進基本計画での位置づけと本事業の実施意義

ア 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」における目標

2030年度までに温室効果ガス▲50%削減（2013年度比）

2030年度までに再エネ33万kW以上導入（2019年度実績20万kW）

イ 「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」における施策の位置づけ

川崎市地球温暖化対策推進基本計画では、上記目標の達成に向けた重点事業（5大プロジェクト）を位置付けており、本事業は、そのうち3つのプロジェクトに大きく寄与している。

① 地域エネルギー会社の新たなプラットフォーム設立による地域の再エネ普及促進PJ

本プロジェクトでは、令和12(2030)年度の再エネ33万kWの達成に向けた核となる取組として、多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームを設立し、地域の再生可能エネルギーの普及拡大を目指す。

② 市民・事業者の行動変容・再エネ普及等促進PJ

本プロジェクトでは、令和12(2030)年度までに主に民生系部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロの実現並びに関連分野のCO₂を削減する「脱炭素先行地域」の創出・実現を目指していくこととしており、脱炭素先行地域の実現に向けて、地域エネルギー会社の新たなプラットフォームの活用なども視野に入れた様々な取組を進めていく。

（参考）脱炭素先行地域とは

- ・令和3(2021)年6月に国が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、地域の豊富な再エネポテンシャルを最大限活用し、今後5年間の集中期間に政策を総動員し、「少なくとも100か所以上の脱炭素先行地域の創出」を目指すとされている
- ・これまでに全国36道府県95市町村の74提案が選定されており、本市も第1回（令和4(2022)年4月）で選定されている

③ 市公共施設の再エネ100%電力導入等の公共施設脱炭素化PJ

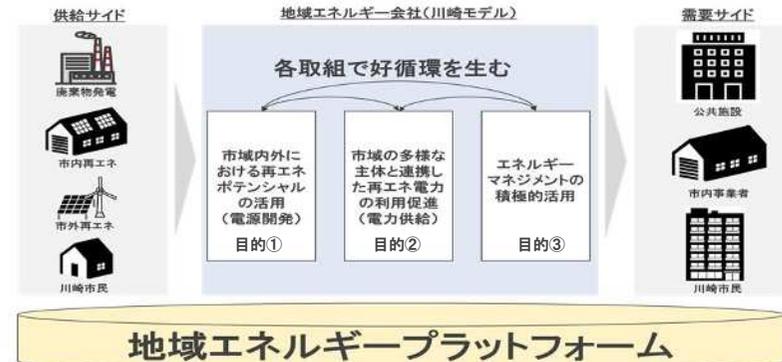
本プロジェクトでは、2030年度までにすべての市公共施設への再生可能エネルギー100%電力調達を進めることとしており、事業推進に当たり、地域エネルギー会社のプラットフォームも活用し、取組を進めていく。

川崎市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、本事業を核として、市民・事業者などあらゆる主体とともに地域の脱炭素化を目指していく

「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」（以下、「廃棄物発電有効活用計画」という。）を策定し、地域エネルギー会社の設立に向け取組推進

(2)廃棄物発電有効活用計画における地域エネルギー会社の事業概要

- 再エネ電力供給・電源開発・エネルギーマネジメントを3つの柱とする「川崎モデル」を掲げ、地域エネルギープラットフォームを担う「地域エネルギー会社」を設立し、3つの目的に資する取組を一体に推進することで、市域内における再エネの好循環と機運の醸成を図り、地域におけるエネルギー施策をリードする。
- 従来の地域新電力が担う小売電気事業だけではなく、PPAモデル等の電源開発やエネルギーマネジメント等の取組を推進する。
- 「地域エネルギー会社」は、再生可能エネルギーの普及が目的であるため、適正な利益水準を維持しながら、適正な価格で中小事業者等へ供給することで普及拡大を図る。



STEP1 2024年度～2025年度

令和5(2023)年度の橋処理センター稼働開始以降、廃棄物発電(120GWh/年)を主要公共施設に供給するとともに、再エネ電源などを保有する市内民間事業者等とも連携し、民間事業者や市民(電力種別が高圧で、大規模集合住宅を想定)へ供給を開始する。



STEP2 2026年度～2029年度

廃棄物発電と市内民間事業者等の再エネ電源に加え、パートナー事業者の再エネ電源の活用を行うとともに、再エネ電源開発やエネルギーマネジメントの取組を開始し、供給を全公共施設(280GWh/年)へ順次拡大するとともに、市内民間事業者や市民への供給先を拡大する。



STEP3 2030年度～2050年度

再エネの電源開発やVPP等の高度なエネルギーマネジメントの取組、市域内外の民間事業者の再エネ電源の調達を進め、市域の再エネを活かしながら、全公共施設の100%再エネ導入など市域の再エネ利活用の取組を他の施策と合わせて推進し、脱炭素社会の実現を成し遂げる。



地域エネルギー会社の概要

3 会社の概要

(1)会社名

川崎未来エナジー株式会社

(2)設立日

令和5年10月12日(木)

(3)資本金

1億円

(4)組織体制

取締役4名、監査役2名による組織体制とし、取締役4名のうち2名は市が指名する。

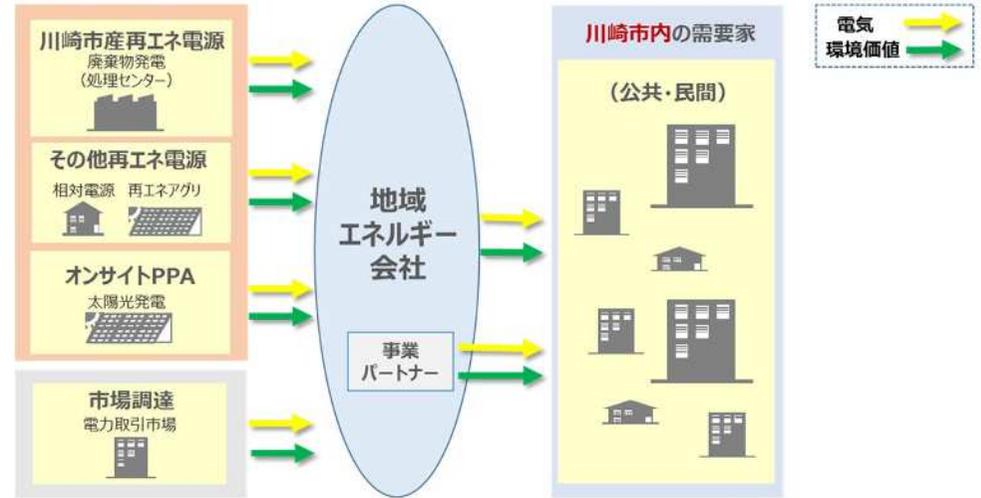
代表取締役については、会社設立時は、事業開始に向けた準備を効率的に進めるため、事業パートナー側から選出しており、令和6年4月を予定する事業開始時点で、市側の取締役が就任して、本市における環境エネルギー施策にも連動する戦略の策定・管理や需要家の開拓などの営業を担う。

<出資額(出資比率)>

・川崎市	51,000千円	(51.0%)
・NTTアノードエナジー	18,500千円	(18.5%)
・東急	10,000千円	(10.0%)
・東急パワーサプライ	8,500千円	(8.5%)
・川崎信用金庫	3,000千円	(3.0%)
・きらぼし銀行	3,000千円	(3.0%)
・セレサ川崎農業協同組合	3,000千円	(3.0%)
・横浜銀行	3,000千円	(3.0%)

(3)事業スキームイメージ【小売電気事業】

市公共施設を中心とした電力供給を展開しつつ、事業開始当初は市内民間施設等へ事業パートナーを介して供給する等、再エネの普及拡大や地産地消を推進する。

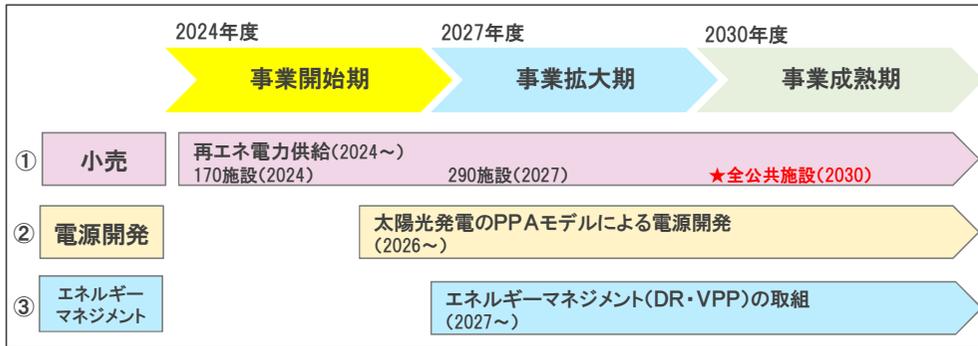


4 会社の事業内容等

(1)地域エネルギー会社の主な事業内容

- ① 再エネ電力供給事業（小売電気事業）
- ② 太陽光発電のPPAモデルによる電源開発事業
- ③ エネルギーマネジメント事業

(2)事業展開イメージ



・PPAモデル：Power Purchase Agreementの略称で、第三者所有モデルとも言われる。発電事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電力を需要家に供給する仕組みのこと。（維持管理は需要家が行うこともある）

・DR：Demand Responseの略称。発電設備、蓄電設備、需要設備などの需要家側エネルギーリソースを制御することでピークカット/シフト等の電力需要パターンを変化させること

・VPP：Virtual Power Plantの略称。より高度なエネルギーマネジメント技術で、需要家側エネルギーリソース、電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備を制御することで発電所と同様の機能を提供すること

		〔事業開始期〕			〔事業拡大期〕			〔事業成熟期〕			
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
電源調達 (GWh)	市廃棄物発電	110	124	122	121	119	116	114	111	111	111
	相対電源（太陽光等）	0	0	0	80	80	80	160	161	161	161
	市場調達	5	3	9	3	3	3	30	30	30	30
合計		115	127	131	204	202	199	304	302	302	302
電力供給 (GWh)	公共施設	62	62	84	130	130	130	287 ^{注1)}	287	287	287
	民間施設（取次相当）	53	65	47	74	72	69	17	15	15	15
合計		115	127	131	204	202	199	304	302	302	302

注1）2030年度に全公共施設への再エネ100%電力導入を地域エネルギー会社を通じて達成する場合は市公共施設への供給量

(4)事業収支計画

市域における再エネ普及等の促進、本市の収支、会社の持続可能な経営のバランスを図った事業収支とする。

		〔事業開始期〕			〔事業拡大期〕			〔事業成熟期〕			【税抜】
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
①	売上高（億円）	27.1	28.5	32.1	50.3	50.5	50.7	87.5	87.8	87.9	87.0
②	営業利益（億円）	2.1	2.4	2.9	4.3	4.4	4.4	7.1	7.1	7.2	7.1
③	経常利益（億円）	2.1	2.4	2.3	3.7	3.4	3.5	6.2	5.5	5.8	5.6
④	税引き後純利益（億円）	1.4	1.6	1.5	2.4	2.2	2.3	4.0	3.5	3.7	3.5

(5)利益活用方針

地域エネルギー会社が得た利益は、電力市場を取り巻く事業リスクを踏まえ、適切に積み立て、事業開始数年間は経営基盤の構築を図ることを前提とし、経営基盤が構築できた上で、市域の脱炭素化やレジリエンス強化等に資する取組に活用する方向で検討する。

なお、株主配当については、事業開始から一定の期間は行わないことを想定し、一定期間経過後の配当については、今後検討及び協議の上決定するものとする。